

## ○ 室蘭市手数料条例中一部改正の件について

### 1. 条例改正の理由

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部改正に伴い、新たな認定基準に係る手数料を定めるとともに、所要の整備をするもの

### 2. 条例改正の概要

#### (1) 手数料の新設

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正に伴い、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（誘導仕様基準）が設定されたことから、その基準が適用される以下の2つの計画申請に係る手数料を定めるもの

(戸建住宅の場合)

(円)

	低炭素建築物新築等計画			
	認定申請		変更認定申請	
	事前審査なし	事前審査あり	事前審査なし	事前審査あり
1戸	21,600	7,400	14,600	7,400
	建築物エネルギー消費性能向上計画			
	認定申請		変更認定申請	
	事前審査なし	事前審査あり	事前審査なし	事前審査あり
1戸 200㎡以内	18,100	6,450	11,800	6,450
1戸 201㎡以上	19,300	6,450	12,400	6,450

#### (2) 宅地造成等規制法の一部改正に伴う所要の整備

改正法附則の経過措置により、現行の措置が継続されるため、手数料の根拠規定を効力が継続する改正前の宅地造成等規制法とするもの

### 3. 施行期日

- (1) 公布の日から施行する。
- (2) 令和5年5月26日から施行する。